

欧州における会計分離の実態

平成20年10月29日
総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

1 英・独・仏郵便事業体の会計整理の方法(1)

区 別	【イギリス】 (規制体:郵便サービス委員会) (事業体:ロイヤルメール)	【ドイツ】 (規制体:連邦ネットワーク庁) (事業体:ドイツポスト)	【フランス】 (規制体:ARCEP(電気通信郵便規制機関)) (事業体:ラ・ポスト)
1 独占分野と非独占分野との会計分離について(又はユニバーサルサービスと非ユニバーサルサービス間の会計分離)	<p>全体を4つのセクター(認可対象、非認可対象(ユニバーサルサービスを含む)、非ユニバーサルサービスで非認可対象、その他)に分離</p> <p>現在、リテールでありパルクであるもの、リテールで非パルクのもの、ホールセール(接続(競争事業者がアクセス料を支払っているもの))の3分類に変更を検討中。</p> <p><u>役務別まで分計は義務付けていない。</u></p>	<p>EU指令に基づき実施。具体的な会計の分離方法を規定したものはない(ドイツ・ポストが管理会計ベースで独自の方法により会計分離を行っている)。料金規制(プライスカップ)を行う範囲内でコストを分計して提出するという規定は存在する。(連邦ネットワーク庁)</p> <p>認可料金にかかるコストの分計の他に、<u>ユニバーサルサービス、非ユニバーサルサービスの区分に加え、社内では役務別収支を把握。</u>(ドイツポスト)</p>	<p><u>独占・非独占、ユニバーサルサービス・非ユニバーサルサービスの分離を行っている。</u>この他、<u>役務別収支の分計も行っている。</u>(ARCEP、ラ・ポスト)</p>
2 会計分離の具体的な根拠(法律・規則)について	<p>郵便サービス法には具体的な規定はないが、<u>ライセンス条件において、会計分離を規定。</u></p>	<p>EU指令にある規定のみ。これを受けた国内の規定はない。(連邦ネットワーク庁)</p> <p>ない。(認可料金のコスト分計も含めて、具体的な整理方法を定めたものはない。全てドイツポストに整理方法は任せられている(連邦ネットワーク庁との関係では、認可料金のコスト整理方法の調整は行われる。)(ドイツポスト)</p>	<p>法律事項ではないが、<u>強制力のある義務ルールをARCEPが定めている。</u>(ARCEP)</p> <p>2000年からラ・ポストではABCにより分計。2005年からはARCEPが分計の方法の決定権限を有する。(ラ・ポスト)</p>
3 内部相互補助の排除について	<p><u>内部取引についても外部の取引と同価格を設定するよう規定。</u>(違反した場合は修正を行う。)(市場で成立している価格とは異なる内部振替価格は設定していない。)</p>	<p>EU指令に基づく、国内のルールは制定していない。(連邦ネットワーク庁)</p> <p><u>社内の内部取引ルールに基づき収益と費用を認識している。</u>(ドイツポスト)</p>	<p>適正なドライバーを選定することにより内部相互補助は排除可能。標準処理時間の指標を持っているので、扱っている物数が分かれば、それに伴い、内部取引も分計が可能となる。(ARCEP)</p> <p><u>内部振替価格は、コストベースを基本とした内部振替協定に基づき決定。対子会社との間も同様の協定がある。</u>(ラ・ポスト)</p>
4 会計分離に使用している具体的なドライバーについて	<p>ABC(Activity Based Costing)を用いて設定。(価格統制を受けるもの(ユニバーサルサービス)はトップダウンLRICに移行を検討中。)</p> <p><u>現在、経済モデルによるコスト分計を検討中(別紙)</u></p>	<p>EU指令に基づく、国内のルールは制定していない(ドイツ・ポストが管理会計レベルでドライバーを規定。但し、協議を行う場面はある。)(連邦ネットワーク庁)</p> <p>基本的考え方はABCによりコスト配賦をしているが、作業工程を分割し、標準的な処理時間等を実測し、経済モデル化によるコスト配賦も行っている。(ドイツポスト)</p>	<p>ABC手法に基本に、ARCEPが、ラ・ポストと調整し決定。最終決定権限はARCEPが持っている。取集から区分まではABCでフィットがいいが、配達については現在研究中。標準処理モデルを持っており、これにより役務毎に整理できる。(ARCEP)</p> <p>作業プロセスごとに経済モデル(標準処理時間等)があり、作業プロセスに影響を及ぼす属性を設定し、これに基づいてドライバーを設定している。基本的にはABCであるが、配達部分は、スタンダードローンや一定率の配分等の研究を行っている。(ラ・ポスト)</p>

(注) イギリスについては、郵便サービス委員会のみヒアリング調査を実施。

2 英・独・仏郵便事業体の会計整理の方法(2)

区 別	【イギリス】 (規制体:郵便サービス委員会) (事業体:ロイヤルメール)	【ドイツ】 (規制体:連邦ネットワーク庁) (事業体:ドイツポスト)	【フランス】 (規制体:ARCEP(電気通信郵便規制機関)) (事業体:ラ・ポスト)
5 会計分離の整理の仕方に関する国(規制体)の関与について	<u>基本的な考え方のみ国が制定。</u> 2010年以降は、経済モデルによる分計に移行予定。経済モデルの考え方については、現在、ポストコム内で検討中。	<u>EU指令に基づく、国内のルールは制定していない。</u> (連邦ネットワーク庁) 一般の商法ベースの会計原則に則り会計を整理。ただし、プライスカップの対象となる商品のコスト算定根拠の提出義務はある。(ドイツポスト)	<u>ARCEPが、ラ・ポストと調整し決定。最終決定権限はARCEPが持っている。</u> (ARCEP) ドライバーの調整がつかない場合は、公聴会を開催し、競争事業者の意見も聞いてARCEPが決定。(ラ・ポスト)
6 会計分離をしたデータの公表について(管理会計に属するデータの開示であるため経営データに関する配慮)	<u>公表している。</u> (但し、経営データに属するもの、詳細なデータは非公表。)	<u>公表していない。</u> (連邦ネットワーク庁) 独占分野がないため、一般企業と同程度の公表水準。(ドイツポスト)	<u>公表していない。</u> (ARCEP、ラ・ポスト)
7 会計分離をしたデータの公表様式について(何を公表するかを具体的に規則等で決めているか)	<u>現在は具体的な様式は設定していない。</u> (2010年からは様式も設定する予定)。現在は損益計算書のみ提出となっているが、 <u>2010年以降は、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書も提出財務諸表に含める予定。</u>	<u>具体的な規定はない。</u> (連邦ネットワーク庁) 一般の商法ベースの会計原則規則の公表様式に準拠。(ドイツポスト)	<u>公表はしていないが、報告事項は、強制力のある義務ルールの中で定めている。</u> 現在は、損益計算書を提出。(ARCEP、ラ・ポスト)
8 会計分離・整理の適正性の担保について(第三者の確認・証明(たとえば、CPA))	<u>GAAP^注準拠と公認会計士の監査をライセンス条件で義務づけ。</u>	<u>具体的な規定はない。</u> (連邦ネットワーク庁) 一般の商法ベースに則り、公認会計士の監査を受ける。(ドイツポスト)	<u>ARCEPが選任した第三者(公認会計士)の監査を受ける。</u> (ARCEP、ラ・ポスト)
9 EMSの分離について(分離している場合、具体的な収支状況を確認)	<u>EMSのみを分計はしていない。</u>	<u>社内では役員別収支は把握。</u> (ドイツポスト)	<u>完全分社化しており、業務、職員が分離している。</u> (ARCEP) 子会社が会計を整理している。(ラ・ポスト)

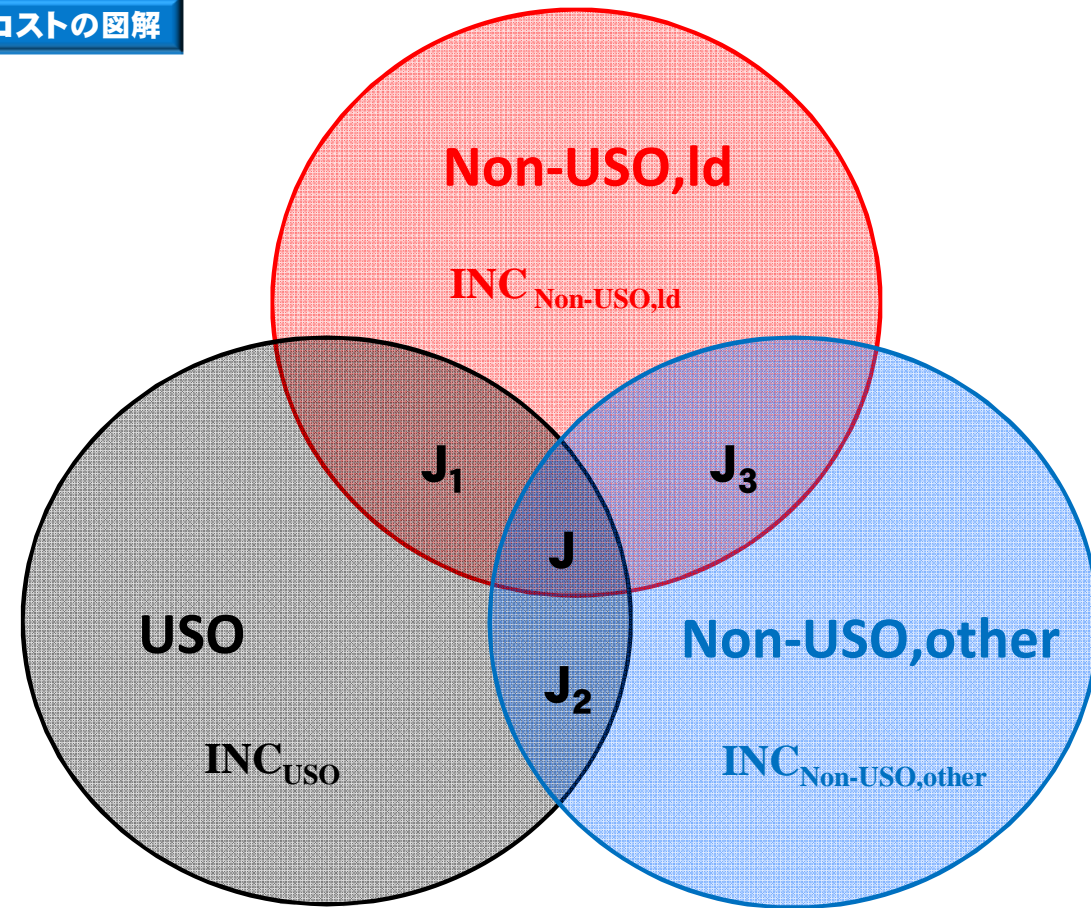
(注) GAAP(Generally accepted accounting principles): 一般会計原則、妥当とされた会計概念、基準、および、実務の体系。財務諸表の作成にあたり、その基準となる。(証券用語解説集)より

郵便サービス委員会がロイヤルメールに課すコスト分計モデル

特徴

- ・ ABC (Activity Based Costing) の代用として経済モデルによりコスト算定を行う
- ・ 増分費用 (Incremental Cost)、スタンドアロンコスト (Stand Alone Cost) の算定が可能
- ・ 共通費用の配賦は、増分費用の比で行う (EPMU法^{注1})

コストの図解



USO:ユニバーサルサービス義務

(コスト図解)

$$\begin{aligned} SAC_{USO} &= INC_{USO} + J_1 + J_2 + J \\ SAC_{Non-USO,ld} &= INC_{Non-USO,ld} + J_1 + J_3 + J \\ SAC_{Non-USO,other} &= INC_{Non-USO,other} + J_2 + J_3 + J \end{aligned}$$

【経済モデル】

効率的なコスト算定ボトム・アップモデル(前提条件、スコード・ノード^{注2}、最適化、標準処理時間)

- ① Collection model (物数、人員数、処理時間、賃金単価、回数、……)
- ② Center model (物数、人員数、処理時間、賃金単価、設備量、……)
- ③ Transfer model (物数、距離、運送料単価、……)
- ④ Delivery model (物数、人員数、処理時間、賃金単価、回数、……)

SAC=各モデルの分計

注1: 等分比例マークアップ (Equal Proportionate Mark Up; EPMU)、増分費用にマークアップを加えることにより共通費用を回収する手法の一つで、各サービスの増分費用に比例して共通費用を配賦するもの。

注2: LRICモデルのアプローチ法の一つ。現在の局舎の位置を既定のものとしたネットワークを前提とする。(←→スコード・アース)

計算手順

1 シナリオ(経済モデルの入力値を設定)

① USOのみを提供した場合の適正なコスト	SAC_{USO}
② Non-USOのみを提供した場合の適正なコスト	$SAC_{Non-USO}$
③ Non-USO _{ld} のみを提供した場合の適正なコスト	$SAC_{Non-USO,ld}$
④ Non-USO _{other} のみを提供した場合の適正なコスト	$SAC_{Non-USO,other}$
⑤ USOとNon-USO _{other} のみを提供した場合の適正なコスト	$SAC_{USO} \cup SAC_{Non-USO,other}$
⑥ USOとNon-USO _{ld} のみを提供した場合の適正なコスト	$SAC_{USO} \cup SAC_{Non-USO,ld}$

2 増分費用の計算(NAC法(Net Avoidable Cost:純回避可能費用法))

INC_{USO}	$= TC - SAC_{Non-USO}$
$INC_{Non-USO,ld}$	$= TC - (SAC_{USO} \cup SAC_{Non-USO,other})$
$INC_{Non-USO,other}$	$= TC - (SAC_{USO} \cup SAC_{Non-USO,ld})$

TC: Total Cost

3 共通費用の計算

(2役務共通費用)

$$\begin{aligned} J_1 &= TC - SAC_{Non-USO,other} - (INC_{USO} + INC_{Non-USO,ld}) \\ J_2 &= TC - SAC_{Non-USO,ld} - (INC_{USO} + INC_{Non-USO,other}) \\ J_3 &= TC - SAC_{USO} - (INC_{Non-USO,ld} + INC_{Non-USO,other}) \end{aligned}$$

(3役務共通費用)

$$J = SAC_{USO} - J_1 - J_2$$

4 共通費用の配賦(EPMU法)

$$\begin{aligned} \text{USOへの配賦分 } P_{USO} &= J_1 \times \frac{INC_{USO}}{INC_{USO} + INC_{Non-USO,ld}} + J_2 \times \frac{INC_{USO}}{INC_{USO} + INC_{Non-USO,other}} \\ &+ J \times \frac{INC_{USO}}{\alpha} \\ \text{Non-USO,ldへの配賦分 } P_{Non-USO,ld} &= J_1 \times \frac{INC_{Non-USO,ld}}{INC_{USO} + INC_{Non-USO,ld}} + J_3 \times \frac{INC_{Non-USO,ld}}{INC_{Non-USO,ld} + INC_{Non-USO,other}} \\ &+ J \times \frac{INC_{Non-USO,ld}}{\alpha} \\ \text{Non-USO,otherへの配賦分 } P_{Non-USO,other} &= J_2 \times \frac{INC_{Non-USO,other}}{INC_{USO} + INC_{Non-USO,other}} + J_3 \times \frac{INC_{Non-USO,other}}{INC_{Non-USO,ld} + INC_{Non-USO,other}} \\ &+ J \times \frac{INC_{Non-USO,other}}{\alpha} \end{aligned}$$

注: $\alpha = INC_{USO} + INC_{Non-USO,ld} + INC_{Non-USO,other}$

5 コスト分計額の集計

$$\begin{aligned} C_{USO} &= INC_{USO} + P_{USO} \\ C_{Non-USO,ld} &= INC_{Non-USO,ld} + P_{Non-USO,ld} \\ C_{Non-USO,other} &= INC_{Non-USO,other} + P_{Non-USO,other} \end{aligned}$$

6 サービスへの再集計

諸外国で新たに開発されている多くのLRICモデルは、修正スコードノードというアプローチによる最適化プロセスを組み込もうとしています。各ノードにおいて加入者交換機を設置するのか遠隔収容装置を設置するのかの判断は、全体的なネットワークコストを最小にするとの観点からなされています。例えば、ベルギーの規制当局から出された諮問文書では、この点を以下のように指摘していますので参考までにここに掲載いたします。(「接続料に関するLRICボトム・アップモデル諮問文書2.0」2001年10月10日)